

シリコーンゴム製キッチン用品などの表示方法

－シリコーン工業会からの提案－

平成25年9月1日

シリコーン工業会

耐熱性、耐寒性、耐煮沸性などに優れたシリコーンゴムは、それらの性質を活かしてキッチン用品や日用品などに幅広く使われています。一方、家庭用品品質表示法に基づく「食事用、食卓用又は台所用の器具」の原料表示などで、シリコーン及びシリコーンゴムに関する明確な規定がないため、原料表示として、「シリコーン」、「シリコン」、「シリコーンゴム」、「シリコンゴム」、「シリコーン樹脂」又は「シリコン樹脂」などとさまざまな表示がなされています。

このような原料表示による消費者の皆さま方の混乱を避けるため、当工業会では、今後、「シリコーン」あるいは「シリコーンゴム」を原料表示名として使用することを提案いたします。

食品衛生法に基づく「器具及び容器包装」において、「合成樹脂製」と「ゴム製」とではその規格基準が異なりますが、現在市販されているキッチン用などのシリコーン製品は大部分が「シリコーンゴム」であり、「ゴム製」の規格基準が適用されます。

以上の提案に加えて、当工業会では、その他の名称について、今後、以下の措置を取って参ります。

1. いろいろな製品形態を持つシリコーンは、その一般名称として「ケイ素樹脂」と呼ばれることもありますが、今後「ケイ素樹脂」という表記は使用しません。
2. 「シリコーン樹脂」は、樹脂状の製品形態を持つ「シリコーンレジン」を意味することとします。

以上、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。また、本件に関するお問い合わせは、このウェブの「お問い合わせ」ページを通じてお願いいたします。